

東日本大震災における特例措置(被災した被保険者等に対する一部負担金等)に係る  
実施要領(平成24年2月16日更新版)

平成24年1月31日 厚生労働省保険局保険課からの事務連絡により更新する。

\* 更新箇所を下線

- |   |
|---|
| <p>I 一部負担金、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費(以下、一部負担金等)の支払いの免除の要件<br/>※ 差額ベッド代などについては、免除の対象外となる。</p> |
|---|

<窓口負担が免除される方>

[1] 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

[2] 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

II 一部負担金等免除措置の期間
------------------

上記 I の⑥及び⑦については指示があった日から、平成25年2月28日まで、  
I の①～⑤については平成23年3月11日から、川口工業健康保険組合において、平成24年9月30日まで延長とする。  
ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成24年2月29日までとする。

III 一部負担金等免除証明書
-----------------

- (1) 免除認定者は、保険医療機関等にて受診をする際に、当健保組合発行の【健康保険一部負担金等免除証明書】を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- (2) 免除認定者は、あらかじめ当健保組合へ、別紙「健康保険一部負担金等免除申請書」により申請を行い、免除証明書を受けなければならない。  
なお、申請書には、以下①～⑤の状況に応じた証明書類を添付すること。  
証明書類添付の困難な場合、申請書内に、申請者の事業主、親類又は知人等関係者の証明を記載すること。

- ① 家屋が全半壊又は全半焼した場合  
罹災証明書・被災証明書の写し  
(罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に係る書類の写し)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
  - A. 罹災証明書・被災証明書の写し
  - B. Aにその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し
  - C. Bのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し
  - D. 警察の発行する死体検案書の写し
  - E. 埋葬許可証の写し
  - F. 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
- ※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合
  - ア. 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証の写し
  - イ. 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合  
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- ④ 長期避難世帯である場合  
市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定等による避難のための立退き又は屋内への退避を行っている場合  
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
- (3) 申請により交付する免除証明書の有効期限は、発効日より平成24年2月29日までとする。
- (4) 以下に該当するときは、免除証明書を速やかに返納する。
  - ① 資格を喪失したとき
  - ② 扶養の取消をしたとき
  - ③ 免除証明書の有効期限に達したとき
- (5) 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、併せて免除証明書の記載事項の変更も行うこと。
- (6) 免除申請の対象者が免除認定者に該当しないと認められるときは、当健保組合より文書にてその旨を通知する。

※ 平成24年3月以降、一部負担金の免除が延長される被保険者等の免除証明書を更新する。

#### IV 一部負担金等の還付関係

平成23年3月11日(上記Ⅰの⑥及び⑦については指示があった日)以降、免除認定者が既に支払った一部負担金等がある場合には、免除認定者(被扶養者の場合はその被保険者)からの申請により、還付を行う。

還付を受けようとする者は、別紙「健康保険一部負担金等還付申請書」により、申請を行う。なお、還付申請書には、保健医療機関等が発行した領収書又は記載された一部負担金等の額が確認できる書類を添付すること。

還付金の振込先は他の給付金と同様とする。